

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第12号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「7,000円」を「10,400円」に改め、同表54の項中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に、「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同表58の項中「9,300円」を「1万1,600円」に、「8,800円」を「1万1,100円」に、「8,700円」を「1万300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同表69の項中「11万円」を「9万8,000円」に改め、同表71の項中「設置」を「位置」に、「1万7,000円」を「1万5,000円」に改め、同表82の項中「2万1,400円」を「2万3,200円」に、「2万900円」を「2万2,700円」に改め、同表238の項中「2,100円」を「2,700円」に改め、同表261の項備考の欄(1)から(3)までを次のように改める。

- 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校（以下この項において「公共職業能力開発施設等」という。）のうち県内に所在するものの訓練生（短期間の訓練課程の訓練生を除く。）、同法第24条に規定する認定職業訓練を行う施設（以下この項において「認定職業訓練施設」という。）のうち県内に所在するものの訓練生（短期間の訓練課程の訓練生及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者その他知事が認める者（以下この項において「在職者等」という。）を除く。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（以下この項において「高等学校等」という。）のうち県内に所在するものに在学している者その他知事が認める者（以下この項において「県内学校在校生等」という。）又は県内に居住する者で公共職業能力開発施設等の訓練生（短期間の訓練課程の訓練生を除く。）、認定職業訓練施設の訓練生（短期間の訓練課程の訓練生及び在職者等を除く。）、高等学校等に在学しているものその他知事が認めるもの（県内学校在校生等を除く。以下この項において「県内居住在校生等」という。）であって、当該技能検定試験が実施される日の属する年度の4月1日現在の年齢（以下この項において「試験実施年度当初年齢」という。）が25歳以上である者が3級の技能検定試験を受ける場合 1万2,100円
- 県内学校在校生等又は県内居住在校生等（以下この項において「県内在校生等」という。）であって試験実施年度当初年齢が25歳未満である者が3級の技能検定試験を受ける場合 3,100円
- 県内在校生等であって試験実施年度当初年齢が25歳未満である者が2級の技能検定試験を受ける場合又は県内に居住する者若しくは在職者等であって試験実施年度当初年齢が25歳未満であるもの（県内在校生等及び知事が別に定める者を除く。）が2級若しくは3級の技能検定試験を受ける場合 9,200円

別表289の項を次のように改める。

289	畜舎等の建築等及び利用の特例	畜舎建築利用計画認定申請手数料	床面積の合計が1万平方メートル	1件につき	21万3,000円	
-----	----------------	-----------------	-----------------	-------	-----------	--

<p>に関する法律 （令和3年法律 第34号）第3条 第1項の規定に 基づく認定の申 請に対する審査 （同条第3項第 4号に掲げる事 項に係るものに 限り、かつ、そ の申請に係る申 請書に畜舎等の 建築等及び利用 の特例に関する 法律施行規則 （令和3年農林 水産省、国土交 通省令第6号） 第67条に規定す る者が交付した 同号に適合する ことを証する書 面（次項におい て「適合書」と いう。）が添付さ れていない場合 におけるものに 限る。）</p>	ル以内のもの			
	床面積の合計が 1万平方メート ルを超え、5万 平方メートル以 内のもの	1件に つき	37万8,000円	
	床面積の合計が 5万平方メート ルを超えるもの	1件に つき	66万円	

別表289の項の次に次のように加える。

289 の2	畜舎等の建築等 及び利用の特例 に関する法律第 4条第1項の規 定に基づく変更 の認定の申請 に対する審査	畜舎建築利用計画 変更認定申請手 料	床面積の合計が 30平方メートル 以内のもの	1件に つき	1万1,000円	(注) 1のと おり
			床面積の合計が 30平方メートル を超え、100平方 メートル以内の	1件に つき	1万8,000円	

	(同法第3条第3項第4号に掲げる事項に係るものに限り、かつ、その申請に係る申請書に適合書が添付されていない場合におけるものに限る。)		もの			
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	2万7,000円	
			床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	3万8,000円	
			床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	6万8,000円	
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	9万6,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	21万3,000円	
			床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	37万8,000円	
			床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	66万円	
289 の3	畜舎等の建築等及び利用の特例	工事完了の届出をする前における畜		1件につき	12万円	

	に関する法律第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	舎等の仮使用認定申請手数料				
289 の4	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づく建築等の認定の申請に対する審査	畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請手数料		1件につき	3万3,000円	

別表353の項中「7,000円」を「8,200円」に改め、同表357の2の項の次に次のように加える。

357 の3	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条に規定するセンターが交付した同法第5条の4各号に掲げる基準に適合することを証する書面（次項において「事前確認適合書」という。）を添付する場合	1件につき	長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が1である場合にあっては3,800円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては	
-----------	--	------------------	---	-------	---	--

					3,800円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額
			その他の場合	1件につき	長期修繕計画の数が1である場合にあつては26,900円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては26,900円に1を超える長期修繕計画の数に15,500円を乗じて得た額を加算した額
357 の4	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	マンション管理計画認定更新申請手数料	事前確認適合書を添付する場合	1件につき	長期修繕計画の数が1である場合にあつては3,800円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては3,800円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額
			その他の場合	1件につき	長期修繕計画の数が1であ

					る場合にあつては26,900円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては26,900円に1を超える長期修繕計画の数に15,500円を乗じて得た額を加算した額
--	--	--	--	--	--

別表377の項の次に次のように加える。

377 の2	静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）第9条の規定に基づく盛土等の許可の申請に対する審査	盛土等許可申請手数料		1件につき	6万8,000円	
377 の3	静岡県盛土等の規制に関する条例第15条第1項の規定に基づく盛土等の変更許可の申請に対する審査	盛土等変更許可申請手数料		1件につき	4万2,000円	
377 の4	静岡県盛土等の規制に関する条例第26条第1項の規定に基づく盛土等の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	盛土等の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		1件につき	4万2,000円	

別表378の項中「(注) 1」を「(注) 2」に改め、同表380の項中「(注) 2」を「(注) 3」に改め、同表381の項中「(注) 3」を「(注) 4」に改め、同表382の項中「(注) 4」を「(注) 5」に改め、同表424の8の項中「(注) 3(3)」を「(注) 4(3)」に改め、同表439の項中「1,800円」を「1,600円」に改め、同表490の項中「第91条」の次に「又は第91条の2第2項」を加え、同表492の2の項中「第97条の2第1項第3号イ」の次に「若しくはロ」を加え、「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同表492の3の項中「第97条の2第1項第3号イ」の次に「若しくはロ」を加え、「750円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

492 の4	道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査	運転技能検査手数料		1件につき	3,550円	
-----------	--	-----------	--	-------	--------	--

別表494の項中「(注) 5」を「(注) 6」に改め、同表496の項中「(注) 6」を「(注) 7」に改め、同表500の項中

「

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第	1件につき	5,100円
---	-------	--------

4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)		
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	1件につき	5,100円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、7,950円）
小型特殊自動車免許	1件につき	5,800円

「

道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条	1件につき	6,450円
---	-------	--------

<p>許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>				<p>の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習</p>		
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認</p>	<p>1件につき</p>	<p>2,250円</p>	<p>を</p>	<p>普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けてい</p>	<p>1件につき</p>	<p>2,900円</p>

に、

知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)		
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1件につき	2,250円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、4,450円)
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (道路交通法第101条の7第4項の規	1件につき	2,350円

る者に対する講習		
----------	--	--

」

定により 認知機能 検査の結 果に基づ いて行う ものに限 る。)		
---	--	--

」

「

道路交通法第108条の 2第1項第14号に掲 げる自転車運転者講 習		講習1 時間 につき	2,000円
道路交 通法第108条 の2第2 項に規定 する講習	チャレン ジ講習	1件に つき	2,650円
	特定任意 高齢者講 習（簡 易）	1件に つき	1,800円
	特定任意 高齢者講 習（シニ ア運 転者）（道 路交通法 第97条の 2第1項 第3号イ 又は第101 条の4第 2項の規 定により 認知機能 検査の結 果に基づ いて行う	1件に つき	5,100円

を

	ものを除く。)		
	特定任意高齢者講習（シニア運転者）（道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1件につき	5,100円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、7,950円）

」

「

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習		講習1時間につき	2,250円
道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる自転車運転者講習		講習1時間につき	2,000円
道路交通法第108条の2第2項に規定する講習	特定任意高齢者講習（普通自動車対応免許を	1件につき	6,450円

<p>受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対するものに限る。）</p>		
<p>特定任意高齢者講習（普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用</p>	<p>1件につき</p>	<p>2,900円</p>

に改め、同表501の項中「又は第108条の3の2」

<p>を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するものに限る。)</p>		
---	--	--

」

を「、第108条の3の2又は第108条の3の3」に改め、同表中(注)6を(注)7とし、(注)5を(注)6とし、(注)4を(注)5とし、(注)3を(注)4とし、(注)2を(注)3とし、(注)1を(注)2とし、同表に(注)1として次のように加える。

- 1 289の2の項の畜舎建築利用計画変更認定申請手数料について、区分の欄中床面積の合計は、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める面積について算定する。
 - (1) 畜舎等を増築し、又は改築する場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積(3,000平方メートル以下の畜舎等を増築する場合にあっては、増築する前の床面積に当該増加する部分の床面積を加算した床面積)
 - (2) 畜舎等の柱を撤去する行為又は畜舎等における作業の能率の向上に資する模様替をする場合にあっては、当該行為に係る部分の床面積の2分の1
 - (3) 認定を受けた畜舎等の計画を工事の完了前に変更して畜舎等の建築等をする場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表490の項、492の2の項及び492の3の項の改正規定、同項の次に492の4の項を加える改正規定並びに同表500の項及び501の項の改正規定 令和4年5月13日

(2) 別表377の項の次に377の2の項から377の4の項までを加える改正規定 令和4年7月1日